

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。

平成十九年七月九日

同	同	同	広島県監査委員
			山崎正博
			芝清
			高橋義則
			加賀美和正

監査の結果（平成19年6月28日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成17年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項を「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が11機関です。

監 査 対 象 機 関 一 覧 表

番号	機 関 名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	総合技術研究所 食品工業技術センター	平成19年5月11日	平成19年5月11日	実地監査
2	三次看護専門学校	平成19年5月30日	平成19年5月30日	
3	身体障害者更生相談所	平成19年6月28日	平成19年4月20日	書面監査
4	広島子ども家庭センター	平成19年4月25日	平成19年4月25日	実地監査
5	広島高等技術専門校	平成19年5月22日	平成19年5月22日	
6	尾道東高等学校	平成19年5月16日	平成19年5月16日	
7	廿日市高等学校	平成19年5月23日	平成19年5月23日	
8	千代田高等学校	平成19年5月24日	平成19年5月24日	
9	西条農業高等学校	平成19年5月15日	平成19年5月15日	
10	廿日市警察署	平成19年5月29日	平成19年5月29日	
11	竹原警察署	平成19年5月17日	平成19年5月17日	

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 総合技術研究所食品工業技術センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 食品工業に関する技術の試験研究及びその成果の技術移転
食品工業に関する技術の指導，研修及び情報提供
センターの設備の利用の提供
依頼による食品工業に関する試験，検査，分析，鑑定等の実施
- ・所在地 広島市南区比治山本町12番70号
- ・組織体制 3部（技術支援部，生物利用研究部，食品加工研究部）
- ・職員数 30人（平成19年4月1日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 契約書への収入印紙の貼付について

契約書に収入印紙が貼付されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

- ・清酒製造業務委託契約，清酒瓶詰め業務委託契約，質量分析計保守点検業務委託（平成18年度）

イ 施設管理業務委託費の設計額の算出について

施設管理業務の委託費の設計額は，財産管理室長が定めた積算基準により算出することとされているが，電気設備保安業務の委託費の設計額の算出に当たり，積算基準によらず，業者から徴取した参考見積をもとに行っていた。適正な事務処理に努められたい。

根拠規程：施設管理業務委託事務処理要綱（平成19年1月1日施行）

【意見】

ア 委託契約における業務内容の明確化について

質量分析計保守点検業務委託契約において，点検回数など具体的な業務内容が契約書に記載されていなかった。

業務の適正な執行を図るため，委託契約の締結に当たっては，委託業務の具体的な内容を契約書で明確にする必要がある。

イ 使用見込みのない重要物品について

食品工業技術センターが保管する重要物品48点のうち，18点は平成18年度の使用実績がなかった。機種が古く陳腐化しているものなど，今後とも使用が見込まれない重要物品については処分する必要がある。

2 三次看護専門学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 看護師の養成
- ・所在地 三次市東酒屋町字敦盛518番1号
- ・教職員数 33人（82人）

〔平成19年5月1日現在で本務者数，（ ）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合

計である。]

・生徒の状況

課 程	全 日 制										
	第一看護学科				第二看護学科			計			
	1	2	3	計	1	2	計	1	2	3	計
総定員 (人)	60	60	60	180	20	20	40	80	80	60	220
生徒数 (人)	62	61	52	175	20	21	41	82	82	52	216
充足率 (%)	103.3	101.7	86.7	97.2	100.0	105.0	102.5	102.5	102.5	86.7	98.2
進 学 就 職	大学・短大	0人 (0.0%)			0人 (0.0%)			0人 (0.0%)			
	専修・各種	0人 (0.0%)			0人 (0.0%)			0人 (0.0%)			
	就 職	49人 (89.1%)			17人 (100.0%)			66人 (91.7%)			
	その他	6人 (10.9%)			0人 (0.0%)			6人 (8.3%)			
退学者 (人)	1				1			2			
休学者 (人)	4				2			6			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成19年5月1日現在である。

・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成18年度(平成19年3月末現在)である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

毒物・劇物の管理について

毒物・劇物の保管場所及び保管庫への鍵の措置は適正に行われていたが、保管庫内は、保管位置が明確に区分されているものの、毒物及び劇物以外の試薬などの「普通物」なども混在して保管され、毒劇物専用の保管庫となっていなかった。適正な管理に努められたい。

根拠	①毒物及び劇物取締法第11条(毒物又は劇物の取扱)
	②「昭和52年3月26日厚生省薬務局長通知」(要旨) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。

【意 見】

郵便切手の管理について

郵便切手において、年度使用実績に見合わない過大な購入があった。郵便切手の購入に当たっては、残高や使用見込量を勘案して購入するなど、予算の効率的な執行に努める必要がある。

年 度	前年度繰越額	購 入 額	使 用 額	次年度繰越額
平成17年度	78,100円	296,150円	239,640円	134,610円
平成18年度	134,610円	298,000円	218,300円	214,310円
平成19年度	214,310円	—	—	—

※平成18年度の購入額のうち、140,000円は3月に購入

3 身体障害者更生相談所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務
 - 身体障害者に関する相談及び指導(特に専門的な知識及び技術を必要とするもの)
 - 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定
 - 補装具の処方及び適合判定、更生医療の給付判定
- ・ 所在地
 - 東広島市西条町田口 295 番 3 号

・職員数 7人(1人)

[平成19年4月1日現在の常勤職員数。()内は、ろうあ者専門相談員(非常勤)の人数]

・主な事業実績(平成18年度)

ア 相談実施件数

更生医療	補装具	職業	施設	生活	その他	計
744	1,019	0	1	0	4	1,768

イ 判定実施件数

手帳交付 要否診断	医学的判定		心理判定	職能判定	その他の 判定	計
	更生医療	補装具				
72	713	1,351	1	1	4	2,142

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

4 広島子ども家庭センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 子ども, 知的障害のある人, 女性に関する相談業務, 判定業務, 一時保護業務
- ・所在地 広島市南区宇品東四丁目1番26号
- ・組織体制 5課(総務企画課, 相談援助課, 女性相談課, 判定指導課, 一時保護課)
- ・職員数 43人(平成19年4月1日現在の常勤職員数)
- ・主な事業実績(平成18年度)

ア 児童相談業務

(ア) 相談種別受付件数

(単位: 件)

養護	保健	障害	非行	育成	その他	計
905 (579)	149	1,970	122	1,048	111	4,305

(注)・家族, 本人, 福祉事務所等からの来所, 電話による相談件数である。

・養護の括弧書きは, 虐待相談の受付件数で内数である。

(イ) 判定実施件数

(単位: 件)

調査	調査・診断		心理療法・ カウンセリング	療育手帳等
	医学診断指導	心理診断指導		
23,076	629	6,740	9,149	685

(ウ) 一時保護状況

実人員	延人員	1人平均保護日数	1日平均保護人数
195人	2,851人	14.6日	7.8人

イ 知的障害者更生相談業務

(ア) 相談受付件数等

相談実人員	相談件数	判定件数	療育手帳交付件数
580人	580件	462件	388件

(イ) 相談件数内訳

(単位: 件)

施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
1	0	2	0	0	1	528	48	580

ウ 女性相談業務

(7) 主訴別相談件数

(単位：件)

区分	人間関係				住居 問題	帰住先 なし	経済 関係	医療 関係	その他	計
	夫等	子ども	親族	その他						
面接相談	187	39	45	40	0	26	2	2	3	344
電話相談	870	143	234	262	12	5	36	75	0	1,637
計	1,057	182	279	302	12	31	38	77	3	1,981

(1) 一時保護件数

(単位：件)

夫等の暴力	その他	計
95	47	142

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参考 前年度決算時 (平成 18 年 3 月)	
1	児童福祉総務費負担金（県立の児童福祉施設への入所に係る負担金）	20 人	5,722,840 円	25 人	5,981,240 円
2	児童措置費負担金（民間の児童福祉施設への入所に係る負担金）	81 人	25,573,011 円	93 人	26,359,881 円

イ 委託契約における事務処理について

一時保護している児童や女性に食事を提供するため、給食業務委託契約（平成 18 年度）を締結しているが、この契約において、次のとおり、法令及び契約書に定められた事務処理がされていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(7) 契約書に収入印紙が貼付されていなかった。

(1) 予定価格が 100 万円を超える委託契約であるため、競争入札とすべきところ、随意契約により契約していた。

(2) 契約書では、受託者から提出された献立表の承諾を行うこととなっているが、この事務を行っていない。また、受託者が提出することとされている業務日誌の提出を受けていなかった。

ウ 施設管理業務の仕様について

次の施設管理業務委託に当たって、その仕様が、施設管理業務委託事務処理要綱に定める共通仕様書によるものとなっていなかった。適切な事務処理に努められたい。

業務委託	清掃業務委託、エレベーター保守点検業務委託、消防設備等点検業務委託、ガス空調設備保守点検業務委託（平成 19 年度）
根拠	施設管理業務委託事務処理要綱（平成 19 年 1 月 1 日施行）

エ 公印の管理について

組織改編により不要となった公印について、広島県公印規程による廃棄がされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

不要となった公印	広島県中央児童相談所長印, 広島県立知的障害者更生相談所長印, 広島県立婦人相談所長印
根拠	広島県公印規程第 10 条

オ 美術品の管理について

寄附や借受けにより取得した絵画, 書画などの美術品について, 美術品台帳が整備されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	「美術品の適正管理について (平成 16 年 5 月 31 日出納長通知)」(要旨) 県が保有するすべての美術品について, 美術品台帳を作成・整備すること
----	--

【意見】

長期継続契約への移行について

業務委託契約については, 契約の見直し方針において, 長期継続契約に移行すべき契約は, すべて移行することとなっている。このため, 平成 19 年度において単年度契約となっている次の業務委託について, 長期継続契約の検討を行い, 次回契約締結時において長期継続契約へ移行する必要がある。

業務委託	エレベーター保守点検業務委託, 消防設備等点検業務委託, ガス空調設備保守点検業務委託 (平成 19 年度)
根拠	「随意契約及び長期継続契約の見直しについて (平成 18 年 11 月 14 日財産管理室契約企画担当室長通知)」(要旨) 長期継続契約に移行すべき契約については, すべて移行する。 ただし, 現契約期間が満了していない契約等については, 次回契約締結時に移行する。

5 広島高等技術専門校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 職業能力開発促進法に定める普通職業訓練の実施
公共職業能力開発施設以外のものを行う職業訓練の援助
その他, 職業訓練に関し必要な業務の実施
- ・所在地 広島市西区田方二丁目 25 番 1 号
- ・組織体制 3 課 (庶務課, 訓練第一課, 訓練第二課)
- ・職員数 24 人 (10 人)
[平成 19 年 4 月 1 日現在の常勤職員数。() 内は職業訓練講師 (日額講師) の数]
- ・職業訓練実施状況 (平成 18 年度)
 - ア 施設内訓練

訓練科目等	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数	
電気設備科	1年	20	23	20	18	18	
自動車整備科	1年	20	43	20	—	—	
	2年	(20)	(53)	(20)	17	17	
建築インテリア科	1年	25	23	18	17	17	
情報ネットワーク科	1年	25	42	25	24	18	
自動車板金科	1年	30	28	27	9	8	
ビルメンテナンス科 (日本版デュアルシステム)	1年	5	6	5	3	3	
調理サービス科 (日本版デュアルシステム)	1年	5	6	4	3	3	
OA事務科	前期	6か月	30	92	30	24	21
	後期	6か月	30	62	30	29	24
ビルメンテナンス科	前期	6か月	20	41	20	17	10
	後期	6か月	20	55	20	18	8
調理サービス科	前期	6か月	20	43	20	18	14
	後期	6か月	20	33	20	19	13
介護サービス科	前期	6か月	30	49	30	27	23
	後期	6か月	30	37	30	28	22
合 計			330	583	319	271	219

(注)・就職者数は、訓練期間1年の科目及び訓練期間6か月の後期については修了1か月後における就職者、自営業の就業者の合計、訓練期間6か月の前期については修了2か月後における就職者、自営業の就業者の合計。

- ・自動車整備科の2年の()内は、平成17年度入校時の人数であり、合計には含まない。

イ 委託訓練

訓練科目	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
社会調査士コース等 14 コース	3～6か月	270	425	249	223	68

(注)・就職者数は、修了2か月後(ショップアドバイザー科については、修了1か月後)における就職者、自営業の就業者の合計。

ウ 在職者訓練

講座名等	訓練時間	定員	受講者数	修了者数
第二種電気工事士学科準備講習等 5 講座	12 時間又は 18 時間	120	89	78

(2) 監査の結果

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

委託訓練は、訓練科目ごとに民間の教育訓練機関等に委託して実施しているが、次の訓練科目の委託契約において、事務処理に不備があった。適正な事務処理に努められたい。

	訓練科目名	内 容
1	ビジネス実務士コース (平成 18 年度)	委託訓練を実施する中で、訓練に要する日数が当初計画の日数より増加したため契約額を超えて委託料を支払っていた。契約は、総価契約（委託金額の総額を定めた契約）としていたことから、契約額を変更する際には変更契約を締結する必要があるが、変更契約を締結していなかった。
2	建築CAD科 (平成 17 年度)	専門学校で実施した委託訓練について、当該専門学校が法人格を有しないことから、専門学校の設置者（個人）を契約の相手方としていた。契約期間中に専門学校の設置者が変更したが、その際に相手方から提出のあった「受託者変更届」により契約が継続しているとして、変更後の設置者との契約を締結していなかった。

【意 見】

委託契約における業務内容の明確化について

施設管理業務委託契約において、委託業務の対象となる設備の規格や数量が契約書に記載されていないものがあつた。

業務の適正な執行を図るため、施設管理業務委託契約の締結に当たっては、委託業務の対象となる設備の規格等を契約書で明確にする必要がある。

- ・浄化槽保守点検業務（平成 18 年度）
- ・消防用設備等点検業務（平成 18 年度）

(3) 付 記

ア 修了者の就職率の向上について

「第 8 次広島県職業能力開発計画」（以下「計画」という。）（平成 18 年 8 月策定）では、計画の終期である平成 22 年度までに、就職率と就職者に占める関連職種への就職者の割合がいずれも 90%を超えることが目標とされている。

近年の就職率は目標値の 90%に達していないことから、企業や公共職業安定所等の関係機関との連携を図るとともに訓練内容の充実を図り、計画目標が達成されるよう、就職率向上対策に一層取り組んでいただきたい。

イ 再編される科における訓練内容及び機器の整備について

計画により広島高等技術専門学校では、平成 21 年度に 2 年訓練の専門課程 2 科と 1 年訓練の普通課程 3 科の計 5 科に再編されることとなっているが、再編される科における訓練内容について、地域企業のニーズや要望を踏まえた職業訓練が行われるように努めていただきたい。

その際、機器の整備に当たっては、地域企業の機器を活用するなど、調達方法を幅広く検討していただきたい。

6 尾道東高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 尾道市東久保町 12 番 1 号
- ・教職員数 53 人（6 人）

〔平成 19 年 5 月 1 日現在で本務者数、（ ）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕

・生徒の状況

課 程		全 日 制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		240	240	240	720
生徒数 (人)		240	238	233	711
充足率 (%)		100.0	99.2	97.1	98.8
進 学 就 職	大学・短大	188 人 (80.0%)			
	専修・各種	36 人 (15.3%)			
	就 職	2 人 (0.9%)			
	その他	9 人 (3.8%)			
退学者 (人)		4 (2)			
休学者 (人)		0			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成19年5月1日現在である。

- ・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成18年度(平成19年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 行政財産使用料の徴収について

継続して使用許可をしている行政財産の使用料徴収において、徴収すべき期限を超えて、納付期日を設定していた。適正な事務処理に努められたい。

区 分	内 容
徴収すべき期限	平成18年4月30日
実際の納付期限	平成18年5月16日
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条(使用料の徴収方法)
参考	許可内容：電柱設置のための土地使用 徴収額：25,500円(1本当たり1,500円×17本)

イ 毒物・劇物の管理について

(7) 毒物及び劇物等の処分に係る業務委託契約を産業廃棄物収集運搬処理業者と請書のみで契約しており、法定事項を記載した契約書を交わしていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条(事業者の処理)
	② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2(事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)

(4) 毒物及び劇物を保管する場合は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒物劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。

保管場所への鍵の措置は、適正に行われていたが、保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	① 毒物及び劇物取締法第11条(毒物又は劇物の取扱)
	② 「昭和52年3月26日厚生省薬務局長通知」(要旨) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。

- (ウ) 毒物又は劇物の容器及び被包には、「医薬用外」の文字を表示するとともに、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字を、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならないとされているが、これらの表示がないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	毒物及び劇物取締法第 12 条（毒物又は劇物の表示） ※上記は同法別条文により、業務上取扱者である県の機関も適用されている。
----	---

【意見】

ア 工事請負契約等の設計金額の積算根拠について

工事請負契約等において、設計金額の積算根拠が明確でないものがあつた。設計金額の積算に当たっては、その根拠を明確にするとともに、常に見直しを行い、より経済性が発揮されるよう積算を行う必要がある。

- ・普通教室塗装工事，ガス給湯器取替工事，1 階開放廊下床修繕工事，山林落下防止フェンス設置工事（平成 18 年度）
- ・電気設備保安業務（平成 18～19 年度※長期継続契約）

イ 収入証紙の管理について

収入証紙において、年度払出実績に見合わない過大な受入れをしていた。収入証紙の受入れに当たっては、残高や払出見込量を勘案し、適正な管理に努められたい。

年 度	受		払	残
	前年度からの繰越	当年度		
平成 17 年度	230,000 円	0 円	151,900 円	78,100 円
平成 18 年度	78,100 円	590,000 円	130,700 円	537,400 円

(3) 付 記

業務報告書の提出について

電気設備保安業務委託において、毎月の点検業務の内容については業者からの報告書に基づき確認しているが、その報告書の提出等について、契約書等で明記されていない。

業者からの報告書は、履行確認を行うために必要な書類であるため、契約書等で明記していただきたい。

7 廿日市高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 廿日市市桜尾 3 丁目 3 番 1 号
- ・教職員数 全日制：66 人（13 人）
定時制：12 人（5 人）

〔平成 19 年 5 月 1 日現在で本務者数，（ ）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。学校長は全日制に含めている。〕

- ・生徒の状況

課 程		全 日 制				定 時 制				
		普通科				普通科				
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)		320	320	320	960	40	40	40	40	160
生徒数 (人)		322	316	313	951	49	26	32	27	134
充足率 (%)		100.6	98.8	97.8	99.1	122.5	65.0	80.0	67.5	83.8
進 学 就 職	大学・短大	300 人 (84.3%)				1 人 (4.3%)				
	専修・各種	49 人 (13.8%)				1 人 (4.3%)				
	就 職	2 人 (0.6%)				17 人 (73.9%)				
	その他	5 人 (1.4%)				4 人 (17.4%)				
退学者 (人)		7 (5)				12 (5)				
休学者 (人)		8				18				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成19年5月1日現在である。

- ・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成18年度(平成19年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 授業料の徴収事務について

定時制の授業料の徴収事務について、教育委員会教育部指導第二課から廿日市高等学校長に対し、実地の指導を行った上で、平成18年6月19日付けで指導通知があったが、その後の徴収事務においても次のとおり不適切な状況があった。適切な事務処理に努められたい。

1	内容	定時制の授業料の領収において、会計規則に定められた期限(翌開庁日)までに県の収納代理金融機関等へ払い込んでいないものがあった。 ・2件(16人分) 28,022円(平成18年7月以降)
	根拠	広島県会計規則第45条第6項
2	内容	定時制の授業料の未納分の徴収の取組に当たり作成している未納者記録簿において、徴収記録等に記載漏れがあった。 ・8件
	根拠	広島県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱(要旨) 授業料未納者に対する徴収事務の進捗状況は、未納者記録簿によって授業料の未納が解消されるまで管理すること。
3	内容	収入未済額の納入状況について、県の財務会計のシステムから毎月出力される「収入簿兼徴収簿異動状況リスト(前月の収入日と収入額のみ掲載)」の確認を怠っていたため、監査実施日において、納入の事実が把握されていないものがあった。 ・1件

イ 負担金交付事務について

平成18年度保存食保存等に関する負担金の交付において、交付申請があったときは、その内容を審査し、交付すべきものと認めるときは、速やかに交付を決定するものとされているが、実績報告書が提出された後、同一の起案により、交付の決定と額の確定を同時に行っていた。適正な事務処理に努められたい。

交付申請日	平成 19 年 3 月 1 日
交付決定日	平成 19 年 3 月 23 日
額の確定日	平成 19 年 3 月 23 日
根拠	・広島県補助金等交付規則第 4 条（補助金等の交付の決定） ・同 第 13 条（補助金等の額の確定等）

ウ 毒物・劇物の管理について

平成 18 年度の毒物・劇物等の廃棄薬品の処分に係る業務委託契約において、産業廃棄物収集運搬処理業者と法定事項を記載した契約書を交わしていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条（事業者の処理）
	② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 2（事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）

エ 収入証紙の売りさばき事務について

収入証紙を売りさばいた際の「証紙及び売りさばき代金出納簿」の日付の記帳が、実際に売りさばいた日を記載すべきところ、当該売りさばき代金を県の収納代理金融機関等に払い込んだ日で整理されていた。適切な事務処理に努められたい。

オ 工事請負契約における手続について

次の工事請負契約において、請負人に県の監督員の職名・氏名を通知していなかった。適切な事務処理に努められたい。

工事名	① 同窓会館屋上防水工事（平成 18 年度） ② 受水槽改修工事（平成 18 年度）
根拠	建設工事執行規則第 19 条（監督員）

カ 公印の管理について

不要となった公印が、廃棄されていなかった。適切な事務処理に努められたい。

不要となった公印	広島県廿日市高等学校之印
----------	--------------

【意見】

ア 業務委託契約の設計金額の積算根拠について

業務委託契約において、設計金額の積算根拠が明確でないものがあつた。設計金額の積算に当たっては、その根拠を明確にするとともに、常に見直しを行い、より経済性を発揮されるよう積算を行う必要がある。

- ・エレベータ保守点検業務（平成 18～19 年度※長期継続契約）
- ・ごみ処理業務（平成 18～19 年度※長期継続契約）
- ・中継ポンプ槽保守管理業務（平成 18～19 年度※長期継続契約）
- ・夜間給食炊事業務（平成 18 年度）

イ 委託契約における業務内容の明確化について

平成 19 年度の定時制の夜間給食炊事業務委託契約において、具体的な業務内容が契約書に記載されていなかった。

業務の適正な執行を図るため、業務委託契約の締結に当たっては、委託の対象となる業務の内容を契

約書で明確にする必要がある。

8 千代田高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 山県郡北広島町有間 600 番 1 号
- ・教職員数 24 人 (8 人)

[平成 19 年 5 月 1 日現在で本務者数, () 内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計である。]

・生徒の状況

課 程	全日制			
	普通科			
学科・学年等	1	2	3	計
総定員 (人)	80	80	120	280
生徒数 (人)	66	59	70	195
充足率 (%)	82.5	73.8	58.3	69.6
進 学 就 職	大学・短大	26 人		(30.6%)
	専修・各種	29 人		(34.1%)
	就 職	30 人		(35.3%)
	その他	0 人		(0.0%)
退学者 (人)	11(4)			
休学者 (人)	13			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は, 平成 19 年 5 月 1 日現在である。

- ・「進学就職」, 「退学者」, 「休学者」の状況は, 平成 18 年度 (平成 19 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の () 内は, 退学者のうち, 休学後に退学した者である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

学校諸費会計等の取扱事務について

学校諸費会計等の取扱事務において, 次のとおり「学校諸費会計等取扱要綱」に定められた事務処理が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

	内 容	学校諸費会計等取扱要綱の規定
1	すべての会計において, 点検者及び監査実施者が定められていなかった。	校長は, すべての学校諸費会計等において, 会計担当者, 点検者及び監査実施者を, それぞれ定めなければならない。(第 4 条第 2 項)
2	生徒会会計, P T A 会計及び売店会計において, 毎月実施することとされている収支状況の点検が遅延していたものがあった。	点検者は, 毎月の収支状況を関係書類により翌月の 10 日までに点検し, 収支状況確認表を作成し, 校長に報告しなければならない。(第 5 条第 2 項)
3	生徒会会計において, 校長に監査の状況を文書により報告していなかった。	監査実施者は, 会計担当者及び点検者立会の上監査を年 1 回以上実施し, 校長に監査の状況を文書により報告しなければならない。(第 5 条第 3 項)

【意 見】

ア 長期継続契約の競争性の向上について

長期継続契約の事務処理については, 平成 18 年 3 月 6 日付け学校経営課長通知による学校運営費の

年間計画額の提示をもって進めるようされていたが、随意契約により長期継続契約を締結するに当たり、見積書の提出依頼を平成18年4月の委託開始の直前に行っていた。

長期継続契約は、業者決定から業務開始までの間に業者が準備期間を確保することにより、業者間の競争性を高めることなどを期待するものであることから、学校運営費の年間計画額の提示後速やかに事務処理が行えるよう準備を進めておくことなどにより、契約の競争性の向上を図る必要がある。

委託業務名	見積書提出 依頼年月日	見積書 提出期限	契約期間
自家用電気工作物保安管理及びデマンド管理業務	H18.3.27	H18.3.30	平成18年4月1日～ 平成20年3月31日
エレベータ保守点検業務、消防設備保守点検業務、給水施設維持管理業務、ごみ処理委託業務	H18.3.22	H18.3.29	

イ 収入証紙の管理について

収入証紙において、年度払出実績に見合わない過大な受入れをしていた。収入証紙の受入れに当たっては、残高や払出見込量を勘案し、適正な管理に努められたい。

年 度	受		払	残
	前年度からの 繰 越	当年度		
平成17年度	448,700円	407,000円	199,800円	655,900円
平成18年度	655,900円	0円	224,800円	431,100円
平成19年度	431,100円	247,000円	69,400円	608,700円

9 西条農業高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 東広島市鏡山三丁目16番1号
- ・教職員数 115人(28人)
〔平成19年5月1日現在で本務者数、()内は非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計である。〕
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制											
学科・学年等		園芸科				畜産科				生活科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員	(人)	40	40	40	120	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数	(人)	40	35	38	113	40	40	38	118	40	39	39	118
充足率	(%)	100.0	87.5	95.0	94.2	100.0	100.0	95.0	98.3	100.0	97.5	97.5	98.3
退学者	(人)	6 (1)				3 (2)				1 (1)			
休学者	(人)	0				0				0			
進 学 就 職	大学・短大	22 人 (55.0%)				14 人 (43.8%)				25 人 (62.5%)			
	専修・各種	8 人 (20.0%)				8 人 (25.0%)				10 人 (25.0%)			
	就 職	10 人 (25.0%)				9 人 (29.0%)				4 人 (10.0%)			
	その他	0 人 (0.0%)				0 人 (0.0%)				1 人 (2.5%)			
課 程		全 日 制											
学科・学年等		食品科学科				農業機械科				生物工学科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員	(人)	40	40	40	120	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数	(人)	40	40	39	119	40	36	38	114	41	38	39	118
充足率	(%)	100.0	100.0	97.5	99.2	100.0	90.0	95.0	95.0	102.5	95.0	97.5	98.3
退学者	(人)	0				5 (1)				0			
休学者	(人)	0				0				0			
進 学 就 職	大学・短大	18 人 (47.4%)				22 人 (57.9%)				29 人 (76.3%)			
	専修・各種	9 人 (23.7%)				4 人 (10.5%)				6 人 (15.8%)			
	就 職	11 人 (28.9%)				12 人 (31.6%)				3 人 (7.9%)			
	その他	0 人 (0.0%)				0 人 (0.0%)				0 人 (0.0%)			
課 程		全 日 制											
学科・学年等		緑地土木科				合 計							
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員	(人)	40	40	40	120	280	280	280	840				
生徒数	(人)	40	41	39	120	281	269	270	820				
充足率	(%)	100.0	102.5	97.5	100.0	100.4	96.1	96.4	97.6				
退学者	(人)	0				15 (5)							
休学者	(人)	0				0							
進 学 就 職	大学・短大	20 人 (55.6%)				150 人 (57.5%)							
	専修・各種	3 人 (8.3%)				48 人 (18.4%)							
	就 職	13 人 (36.1%)				62 人 (23.8%)							
	その他	0 人 (0.0%)				1 人 (0.4%)							

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成19年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」の状況は、平成18年度（平成19年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

工事請負契約における手続について

次の工事請負契約において、請負人に県の監督員の職名・氏名を通知していなかった。適切な事務処理に努められたい。

工事名	アスベスト対策工事（平成18年度）
根拠	建設工事執行規則第19条（監督員）

10 廿日市警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 廿日市市本町1番10号
- ・所管区域 廿日市市
- ・管内面積 489.36km²
- ・管内人口 118,568人（平成19年4月1日現在）
- ・組織体制 7課（警務課、会計課、生活安全課、地域課、刑事課、交通課、警備課）
- ・職員数 141人（平成19年4月1日現在）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

契約書への収入印紙の貼付について

変更契約書に収入印紙が貼付されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

- ・一般廃棄物収集処理業務委託契約（平成18年度）

【意見】

業務委託契約の解約における手続について

業務委託契約の解約の手続において、起案には双方合意のもと解約していると記載してあるが、相手方が解約を承諾したことを確認できる書面が残されていなかった。

事後に紛争が起こった場合などのために、解約に当たっては、相手方が解約を承諾したことが分かる書面を残しておく必要がある。

- ・一般廃棄物収集処理業務委託契約（平成17年度）

11 竹原警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 竹原市中央一丁目1番13号
- ・所管区域 竹原市
- ・管内面積 118.30km²
- ・管内人口 31,985人（平成19年3月31日現在）
- ・組織体制 6課（警務課、会計課、生活安全刑事課、地域課、交通課、警備課）
- ・職員数 51人（平成19年3月31日現在）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。